貸金業法が完全施行された2010年６月から民主党政権が終焉した2012年12月までの期間で進められた貸金業法の再改正に向けた立法作業に関する研究

堂下　浩
東京情報大学

要　旨

2006年12月に自民党と公明党の連立政権下で政府は貸金業法を改正した。この法律は他の先進国には例を見ない過剰な規制をノンバンク市場にもたらした。法改正により、上限金利は年29.2％から年15～20％に引き下げられ（上限金利の引き下げ）、また審査時に源泉徴収票等の提出を義務付け、個人年収の３分の１を超える貸付けを原則禁止した（総量規制の導入）。

06年法改正の審議プロセスは感情論が先行する一方で、実証データに基づいた科学的検証は蔑ろにされるという、あまりにも拙速なものであった。事実、法改正直後から信用力の劣る利用者層、特に零細事業主は深刻な貸し渋りに直面した。このため、貸金業法の実効性に対して疑問を呈した内閣府の規制改革会議は08年６月から金融庁に聞き取りを行うなど調査を開始した。この作業は同会議にて積極的に進められたものの、政権が自公連立から民主党に交代した後、規制改革会議の調査は停止に追い込まれた。結果として、民主党政権下の政府は貸金業法を10年６月に完全施行した。

しかしながら、法律が完全施行された直後から、大阪府や国会の主要な党派は利用者の立場から貸金業法の抜本的見直しに着手しようと取り組む動向が見られるようになった。そこで、本稿は貸金業法が完全施行された10年６月から、民主党が自民党と公明党の勢力に大敗した12年12月の総選挙までの期間において、貸金業法の改正に向けた大阪府と国会の主要政党による取り組みについて調査する。なお残念であるが、こうした貸金業法を改正する勢いはその後の自公政権下で徐々に消滅している。

1　はじめに

2006（平成18）年12月20日に改正された貸金業法のポイントは大きく３つある。①刑事上の上限金利を実質的に29.2％から15～20％に引き下げる。②審査時に源泉徴収票等の提出を義務付け、個人年収の３分の１を超える貸し付けを原則禁止する（総量規制）。③政府の指定した信用情報機関が利用者の貸金業者からの債務状況を一元管理する。そして貸金業法は公布日より５回に渡り段階的に施行された[1]。

総力規制に関しては、大手消費者金融会社の幾つかがメガバンクの傘下に入り、総量規制を超えた部分に関して銀行カードローンによる過剰な貸付けが社会問題になるなど、その政策主旨には今もなお疑

問がもたれる（鶴田（2017））。実際、銀行カードローン問題は公務員や大企業勤務者といった信用力の高い特定の利用者層に対して、貸金業者と銀行が過剰な貸付けを行ったことで生じた。そして、過剰与信の結果、返済に窮して延滞を発生させた債務者の一部は給与ファクタリングに代表されるヤミ金融の被害に遭う事態が続いている（堂下（2023））。

さらに上限金利の引き下げは、零細事業主、中小企業勤務者、そしてパート・アルバイトといった資金需要者層への貸し渋り／貸し剥がしを招き、その深刻な影響は今日にまで至っている。貸金業法の改正以前、最高で年29.2％という一見すると高利でも貸金業者が提供する融資に需要があった理由は、無担保・無保証で迅速な審査で借入ができたためである。特に零細事業主にとって緊急時のつなぎ資金を調達できるか否かは経営の生命線となる（堂下（2015））。当時、貸金業者は顧客の条件に合わせて、無担保・無保証であれば年20％以上、保証人がいれば年15～20％、不動産担保があれば年15％以下という金利で資金繰りを工面していた。また現金化を急ぐ経営者には、手形を担保に金を貸す手形割引も広く利用され、手形振り出し先の信用度に応じて年４～20％台の金利が適用された。これら商品の金利は他の先進諸国と比べても決して高くなかった。

貸金市場に急激な金融収縮を招くような厳格な規制が敷かれた背景には、貸金業法の立法審議が一部メディアによって煽情的に報道されたことも大きい。感情的な意見が飛び交う中、実証データに基づいた科学的検証が蔑ろにされるというあまりにも拙速な審議環境であった（津田（2006））。一方で当時、金融庁総務企画局に所属する職員が検査官を兼ねる「前代未聞」の異例な人事が行われた上、その検査官による情報漏洩が疑われるなど、審議の公平性に疑念を抱かせるような対応が政府側にあったことも事実である[2]。

当時の与党自民党の立法責任者でさえ、今日の法改正後の推移に後悔の念を示している。当時、自民党金融調査会貸金業制度等に関する小委員会の委員長を務めた増原義剛・元衆議院議員は「あの時を振り返る」として、「若手議員からは『上限金利をフランス並みにして、利息制限法まで引き下げるべきだ』（中略）という意見が飛び交う中、マスコミの反響を追い風に多勢となった若手議員の意見に流される結果となりました。ただ、ヤミ金融の跋扈には危惧しています」と、貸金業改正から16年以上を経た2023（令和５）年に発表された刊行物で述べている[3]。

実際、貸金業法は2006（平成18）年の改正時に「完全施行前の見直し規定」という極めて特異な附則が付けられた。これは施行にあたり２年６か月以内に必要な検討を行うという見直し規定である（附則第67条関係）。この見直し規定は法律の施行後に実態を勘案して見直すものではなく、法律の完全施行にあたり、「法律が円滑に実施するために講ずべき施策の有無を検討する」という規定である。このような完全施行の前に見直しを検討する条文が盛り込まれた法律は、日本において戦前の大日本帝国憲法下から今日に至るまで貸金業法が唯一の法律である。

すなわち、法律の立法責任者も当初から法改正の悪影響を懸念しており、世論が冷静になった段階で法律の再改定を見越していた法律であったとも言える。このため、法律の完全施行を前に、政府でも内閣府の規制改革会議などが貸金業法の実効性と影響に関して再検討する取り組みが進められた。

しかし、2009（平成21）年９月に自公連立から民主党政権[4]へ移行するという大きな政治変動もあり、貸金業法の見直しを巡る動きは一旦、報道されなくなった。この期間は、貸金業法の法改正（2006（平成18）年12月）から完全施行（2010（平成22）年６月）までの期間に不幸にも重なっていた。その後、貸金業法が完全施行され、再び貸金業法の再改正に向けた政府や国会内での取り組みが報道されるようになった。

そこで、本稿では貸金業法の完全施行後における民主党の政権において、つまり貸金業法が完全施行された2010（平成22）年６月から、民主党下野を決定づける総選挙が行われた2012（平成24）年12月までの期間で進められた、貸金業法の再改正に向けた動向について時系列で整理しながら、その改正案の差異などを研究する。

2 法改正後から完全施行までの動向

貸金業法は2007（平成19）年12月から部分施行（いわゆる２条施行）されたが、その直後から法律を見直す動きが見られた。先ず、2008年６月に内閣府の規制改革会議は貸金業法による厳格な規制が資金需要者に悪影響を及ぼすという観点から法律の実効性について、同会議の生活基盤タスクフォース（主査：中条潮・慶應義塾大学教授）が中心となり調査を開始した。同タスクフォースによる貸金業法に関した調査活動については、江夏ら（2017年）がパーソナルファイナンス学会創設15周年の記念出版刊行物にて報告していることから、本稿ではその概要を以下の通り記載するに留める。

先ず、生活基盤タスクフォースが調査のために開催した会合と議事次第を示す（図表２-１）。同タスクフォースにおける貸金業法に関する調査は2008（平成20）年６月12日に始まった。同タスクフォースでは、市場における一般的な資金需要者や資金供給者からヒアリングするなど市場参加者からも積極的に聴取を行い、議論のバランスに配慮しながら調査を進めた。併せて、同タスクフォースは法改正以降、急増した過払い金返還請求の実態に関しても調査を進め、過払い金返還請求に関して金融庁への聞き取り調査も行った。

しかしながら、2009（平成21）年７月の総選挙により政権が自民党・公明党から民主党に移行したことで規制改革会議の機能自体が停止した。その背景として、民主党では同会議の活動全般が同党の政策（支持母体の権益）に合致しないと判断したのだろう。

結果的には、生活基盤タスクフォースによる最終答申は出されず、その活動は第15回会合（2006（平

図表２-１　内閣府規制改革会議・生活基盤タスクフォース（TF）の会合と議事次第の一覧

開催会合	議事次第など
第１回 生活基盤TF（2008（平成20）年６月12日）	初回議論。有識者ヒアリング（東京情報大学・堂下浩）
第２回 生活基盤TF（2008（平成20）年７月11日）	有識者ヒアリング（東京財団・石川和男）
第３回 生活基盤TF（2008（平成20）年７月15日）	有識者ヒアリング（東京市民法律事務所・宇都宮健児）
第４回 生活基盤TF（2008（平成20）年７月30日）	有識者ヒアリング（日本GE株式会社・土屋泰昭）
第５回 生活基盤TF（2008（平成20）年８月６日）	有識者ヒアリング（株式会社クレディセゾン・林野宏、NISグループ株式会社・野尻明裕、株式会社アーク・本田貢一郎、株式会社ステーションファイナンス・谷口龍彦）
第６回 生活基盤TF（2008（平成20）年８月22日）	有識者ヒアリング（日本金融新聞株式会社・岸紀子、株式会社時事通信・川島直子、有限会社富士信・石井恒男）
第７回 生活基盤TF（2008（平成20）年10月９日）	有識者ヒアリング（慶應義塾大学・小林節）
第８回 生活基盤TF（2008（平成20）年10月９日）	「貸金業」について金融庁からヒアリング（金融庁総務企画局企画課信用制度参事官・小野尚、金融庁監督局総務課金融会社室長・角田隆）
第９回 生活基盤TF（2008（平成20）年11月19日）	有識者ヒアリング（Policis・アナエリソン）
第10回 生活基盤TF（2009（平成21）年１月23日）	有識者ヒアリング（全国信用情報センター連合会・竹谷和芳）
第11回 生活基盤TF（2009（平成21）年１月30日）	有識者ヒアリング（株式会社オーエムシーカード代表取締役会長・舟橋裕道、同・成合敏治、同・平野浩彦）
第12回 生活基盤TF（2009（平成21）年２月13日）	有識者ヒアリング（NPO法人女性自立の会・有田宏美、消費者・女性A）
第13回 生活基盤TF（2009（平成21）年３月４日）	有識者ヒアリング（日本貸金業協会・渡邉範善、同・水落恒）
第14回 生活基盤TF（2009（平成21）年３月６日）	「信用情報機関における過払い金返還請求の履歴の取扱い」について金融庁からヒアリング（金融庁監督局総務課金融会社室長・角田隆）
第15回 生活基盤TF（2009（平成21）年３月26日）	有識者ヒアリング（日興シティグループ証券株式会社・津田武寛、事業会社経営者B、事業会社経営者C）

出典：内閣府規制改革会議ホームページの掲載内容から作成

成18）年３月26日開催）をもって中断された。したがって、調査途上の2008（平成20）年12月に発表された「規制改革推進のための第３次答申」（図表２-２）が同タスクフォースによる最後の成果物となった。

その後、新たに発足した民主党政権下で金融庁は2010（平成22）年６月の完全施行に向けて準備を進める一方、「施行前の見直し規定」に基づく意見聴取の場を設けた。13回目の意見聴取では初めて貸金業者の利用者からヒアリングを行い、零細事業主の代表は「短期のつなぎ資金なので金利が高くとも負担を感じることはない」と説明している。当時の新聞報道[5]によると、利用者からは貸金業者による融資を受けることの合理性を訴える意見が聴取の場で多く出されていたものの、貸金業法は規定通り2010（平成22）年６月18日に完全施行されてしまっている。

そして、貸金業法が完全施行された直後から、貸金業法の再改正に向けた取り組みが政府や国会内で始まった。大阪府は先ず2010（平成22）年７月に「小規模金融構造改革特区構想」を発表した。

しかしながら、政府は本構想が特区の政策に馴染まないとして拒絶したことで、大阪府は本構想の実現を諦めた。大阪府の構想断念を受けて、2011（平成23）年２月に超党派の国会議員が声を上げ「超党派『貸金業法改正』の影響と対策勉強会」が設立され、政策提言の骨子を公表した。その後、本勉強会の賛同議員は所属する政党で貸金業法の再改正に向けて調整を進めることとなった。最大野党である自民党が最初に政策提言を発表し、与党である民主党も続いて法律の再改正に向けた議論を開始した。

以下、こうした一連の取り組みについて時系列に沿って報告する。

3 完全施行後において民主党政権下で進んだ再改正に向けた動向

3.1 大阪府の小規模金融構造改革特区（2010（平成22）年7月～2010（平成22）年9月）

大阪府は貸金業法の完全施行が府下の地域経済に多大な影響を及ぼす可能性を懸念し、完全施行の７カ月前となる2009（平成21）年11月に、改正法の影響を分析するための大規模なアンケート調査を実施した。2010（平成22）年３月、大阪府商工労働部（2010）は「大阪府 貸金業者等動向調査結果」結果を発表している。その要旨をまとめると図表３-１の通りである。

大阪府は調査結果から貸金業法の改正が府下の地域経済に多大な影響を既に及ぼし、改正法の完全施行に対して危惧を示していた姿勢が窺える。また、大阪府議会でも、貸金業法の影響を懸念し、完全施行への慎重な対応を求める意見が公明党や民主党の議員からも出された。

そこで、大阪府はこうした調査と議論を踏まえた上で、中小零細事業者に不可欠な短期つなぎ資金の供給が逼迫する点、低所得の返済困難者については違法不当な資金調達（例えば、ヤミ金融、カードで現金化等）により問題が深刻化する可能性が高い点に懸念を示し、完全施行の前に対策の充実・強化を国に対して要請した。ところが、当時の金融庁は具体的な対策なしに貸金業法の完全施行を決定したことから、大阪府として独自対策の立案に着手せざるを得なくなったと言える。

具体的には、貸金業法の完全施行直後である2010（平成22）年７月に大阪府では構造改革特区における規制緩和を利用して、貸金業法の完全施行の影響を緩和させるための処置として「小規模金融特区」を国に提案した。その内容は図表３-２の通り。しかし、同年９月に政府はその提案申請を却下した。

当時、大阪府議会議員として特区申請に関わっていた西村（2013）によると、政府の対応は大阪府の担当官から事情を聴取する程度に留まった。政府から大阪府への回答は図表３-３の通りである。

そもそも金融市場自体がグローバル化する中で、金融庁による「金融ゆえに特定の地域を対象としたものは認めない」[6]とする方針は理解に苦しむ。金融市場を一律的な厳しい規制の下で管理するという日本における金融行政の特徴なのかもしれない。参考までに、特区を申請した当時の橋下徹・大阪府知事による発言を抜粋し、図表３-４に掲載する。

その後も貸金業法の完全施行への懸念は府議会でも度々提起された。橋下徹氏が大阪市長に転出した後、松井一郎・大阪府知事も府議会にて「貸金市場

図表２-２　規制改革推進のための第３次答申「規制の集中改革プログラム」

（平成20年12月22日）

３　生活基盤

（１）生活基盤分野

～中略～

①　貸金業制度の在り方の見直し

【問題意識】

平成18年に、多重債務問題の解決等を目的として、上限金利規制の引下げ、貸出総量規制の導入などを含む、貸金業法（昭和58年法律第32号）等の改正が行われたところである。現在のところ、改正法は部分的にしか施行されていない状況であるが、既に貸金業者は新規契約の貸出金利を引下げるなど完全施行に向けた対応を迫られつつあり、また、過払金返還請求の増加等の影響もあり、その結果、中小規模の貸金業者の廃業が相次ぎ、廃業にまでは至っていない場合でも新規の貸付を停止している業者が多いという見解や、中小企業経営者が短期の事業資金等を貸金業者から借りる場合を含め、**高金利帯でしか借りられない層の資金調達の道を閉ざしてしまったのではないかという見解がある**。特に個人消費者に関して、行き場を失った資金需要は、親類・知人に流れて個人間でのトラブルを招く場合があったり、少なからずヤミ金融に流入している部分もあるのではないかという見解がある。

多重債務者の救済という点に着目すると、法改正に合わせて平成18年に多重債務者対策本部が設置され、平成19年に多重債務問題改善プログラムが策定されるなど、官民をあげた多重債務対策の取組が行われる体制が整備されているところである。これらの取組に関連して、金融庁から公表されている「無担保無保証借入の残高がある者の借入件数毎登録状況」の数値を根拠に、無担保無保証借入登録件数のうち５件以上の借入があるものが減少していることや、自己破産申立件数が減少していることなどから、多重債務対策の成果が上がってきているとする見解がある一方、無担保無保証借入登録件数については、廃業等により全国信用情報センター連合会から退会した貸金業者からの借入件数が含まれないうえ、住宅ローン、奨学金、さらに親類・知人等からの借入については捕捉できていないため実態を反映しておらず、**法改正後も実際には多重債務者は減少していないのではないかという見解を述べる向きもある**。

これらの見解に基づけば、比較的信用力の低い層の資金需要に応え、金融システムの一翼を担っていた貸金業界に、法改正によって、業界そのものの存続に関わるような影響を及ぼしている恐れがあると考えられ、今後、借入機会を失う資金需要者が一層増加することが危惧される。また、法改正が多重債務問題に及ぼす効果については、引続き注視していく必要がある。改正法は段階施行の途上であるが、これらの見解や状況を踏まえ、市場の実態を実証的な観点から調査・分析することにより、是正すべき点がある場合には、貸金業法等を再改正することを含めて、制度の在り方を早急にあらためて見直す必要がある。

金利の高低の設定には、貸し倒れリスクに対する保険料の高低の設定に等しいという意味がある。個人の返済リスクを完全に予測することが情報の非対称によって不可能である以上、貸し手は一定の借り手の属性ごとに過去の債務不履行発生率などを背景としたリスクのランク付けを行い、そのランクごとに一定の確率で発生せざるを得ない債務不履行の損害を広く分散するため、借り手に対する保険料の支払を要求しているのである。リスクの低い層には低金利を、そうでない層には高金利を要求する仕組みは、貸し手にとってのリスク分散であるのみならず、**借り手が市場から排除されないための安全装置でもある**。貸出総量規制についても、本来世帯収入に基づいて考えるべき各資金需要者の収支状況や返済能力を個人年収のみで判断することは難しいという問題、専業主婦の借入が大きく制限される問題等があるが、そもそも一部に自己管理が苦手な者がいるからといって、そうでない者の選択肢を狭め、その利益を一律に害してもよいことにはならない。

当会議としては、多重債務問題には、基本的には借り手の自己責任によって予防、解決することを促すための制度設計で対応すべきであり、例えば与信情報の充実やセーフティネットの拡充等を図るべきであって、健全な貸し手、借り手の機会まで一律に奪うべきではなく、自由な経済行動が行われるべきであると考える。

【具体的施策】

貸金業制度等の在り方に関連し、平成18年の貸金業法等の改正後の規定の実施状況、貸金業者の実態、市場の実態等について、実証的な観点から調査・分析すべきである。【遅くとも平成21年度実施】

出典：内閣府規制改革会議ホームページの掲載内容から作成（関連項目のみ抜粋）。強調部分は配布資料のまま記載

図表３-１　「大阪府 貸金業者等動向調査結果」の要旨

《調査スペック》
○　平成21年11月に実施。
　➢　調査は、大阪府民２万0001人から回答があり、消費者金融利用者は1372人。利用状況調査は、500人を対象に実施。

《調査の結果概要》
○　成人府民のうち、14人に１人が消費者金融会社を利用。
○　借入の目的は、生活費の補填が最も多く５割。
○　利用者の２人に１人が総量規制に抵触。
　➢　大阪府内に消費者金融利用者は39．３万人。うち、19．５万人が規制抵触。
　➢　しかし、抵触者の13．３万人には返済余力があると見込まれる。実際に返済余力のない方は６．２万人。一方、規制に抵触していなくても、返済余力のない方は１．６万人いることも推計された。
※　*返済余力＝{総収入―（必要生活費＋住居費）}×０．９－年間総返済額*
　必要生活費は生活保護収入基準使用、住居費は住宅ローン・家賃の実額を使用
○　利用者の７人に１人が「ヤミ金の利用は仕方がない」と回答。貸金業者の調査からは６割が増加すると回答。

出典：「大阪府 貸金業者等動向調査結果」より筆者作成。表記法は原典資料のまま記載

図表３-２　大阪府による「小規模金融特区」の申請内容

①　特区制度の利用業者は、借り手保護のための要件を満たさねばならず、当該要件をクリアーした業者を府知事が認証する。
②　貸し手責任として、借り手保護のために設けることにしていた相談支援センター（ADR）の運用費用の一部負担を求める。
③　当該事業者には、規制緩和（中小零細事業者向け「つなぎ＜期間１年以内＞貸付」の上限金利を29.2％に緩和。また、貸付額を総収入の1/3以内とする総量規制は、返済能力に基づき貸付上限額を設定）を行い、資金供給の円滑化を図るものである。

出典：「資金需要者の置かれた状況と大阪府の取組み」［注６］より筆者作成

図表３-３　大阪府の提案に対する国の回答

イ）金銭の貸借は、借り手も貸し手も、府県を跨いで行うことが可能となり、特定の地域のみを対象とした特例は実施が困難。
ロ）上限金利の引き上げを少額・短期に限って認めているが、小口分割・借換えによる法の潜脱を防止することは困難。
ハ）一部の地域についてのみ、出資法の上限金利を上回るような貸付を刑罰の対象から除外することは、地域により刑罰の構成条件が異なることになり法の公正性に反する。

出典：西村（2013）「大阪府の取り組みが示唆する庶民金融市場の健全化への処方箋」より引用

の現状は中小零細事業者にとって非常に厳しいと認識。前知事は貸金特区を提案したが認められなかった。現在、超党派議員による再改正の動きもある。国において決定されるべき」（2012（平成24）年２月議会）と答弁している。貸金業法改正のゲタは国政に預けられることとなった。

3.2　超党派「貸金業法改正」の影響と対策勉強会（2011（平成23）年２月～2011（平成23）年７月）

大阪府の小規模金融構造改革特区が政府により拒否された結果は、国政においても影響を与えた。河野（2010）によると、民主党政権下の政府が自治体による貸金業法の弊害是正は特区制度の適格性に欠けると返答した事態は、国政レベルでの法改正議論

図表３-４　橋下徹・府知事（当時）による答弁

- **2010（平成22）年９月議会（質問「国の回答に対する知事の思い」に答えて）**
「非常に残念。一律規制は、知恵のないルールの作り方。何か事態が生じたときに全部それやめろ、禁止というのは簡単。一律禁止じゃなくて、違う形で債務者をしっかりと保護していく。人、もの、金が動いている以上は、動きを止めるというやり方ではなく、人、もの、金を動かしながら、どうやって債務者を救っていくかということを考えなければならない。」

- **2011（平成23）年９月議会（質問「貸金市場に府として、どうしていくのか」に答えて）**
「お金の流れというものこそ、規制などを加えずに、基本的には自由市場にゆだねるべき。特区申請したが認められなかったので、さらに調査もしながら、今の貸金業法の改正によって弊害が出ているということであれば、根本の考え方に立ち返って、金融というのは自由市場であって、それは貸し手、借り手のパワーバランスを整えていくというところに知恵を出そうということを、声を大にして訴えていきたい。」

出典：西村（2013）「大阪府の取り組みが示唆する庶民金融市場の健全化への処方箋」より引用

を巻き起こした。

最初の動きは、2011（平成23）年２月17日に民主、自民、公明、みんなの党４党の議員が呼び掛け人となり、議員立法による貸金業法改正を目指した超党派有志議員による勉強会が発足。勉強会の名称は「『貸金業法改正』の影響と対策に関する勉強会」とされた。ここでは議論が約半年の間で継続的に展開された。

超党派勉強会は有識者や資金需要者へのヒアリング、さらにはヤミ金融の実態調査など10回に渡り開催され、2011（平成23）年７月13日に勉強会の成果として、「政策提言　中間取りまとめ」を記者発表した。政策提言では、改正の目的を「小口金融市場に対する過剰な規制を緩和することによって、利用者の利便性を確保するとともに、返済困難者に対する支援体制の強化によって利用者を保護し、もって、健全な借り手と健全な貸し手による適正な規模の小口金融市場の実現と真の返済困難者の救済を目指す」と定めている。そして、本政策案に記載される具体的な政策提案骨子を記載すると、図表３-５の通り。

また、記者会見では当時与党であった民主党と、野党であった自民党が中心となり、各党部会に持ち帰った上で議員立法による法改正作業を進めていく方向性も発表された。なお、各党の呼びかけ人として、民主党からは田村謙治、藤末健三、自民党からは河野太郎、平将明、公明党からは稲津久、みんなの党からは桜内文城という国会議員が名を連ねた。

3.3　野党・自民党による小口金融市場に関する小委員会（2011（平成23）年８月～2012（平成24）年５月）

超党派勉強会が2011（平成23）年７月14日に政策提言「適正な小口金融市場を目指して」を発表した後、勉強会の呼び掛け人となった議員が各党の政務調査会への働き掛けを始めた。最初に党内で正式な委員会を発足したのは、野党であった自民党であった。

2011（平成23）年８月30日に自民党は財務金融部会の下に「小口金融市場に関する小委員会」を立ち上げ、役員構成として小委員長に竹本直一衆議院議員、事務局長に平将明衆議院議員を指名した。同委員会は通称「竹本委員会」と呼ばれ、９回に渡り会合を行った（図表３-６）。竹本委員会は会合の成果として2012（平成24）年５月23日に「利息制限法等改正案のあらまし」（案）について議論し、最終的な合意を得た結果として「利息制限法等改正案のあらまし」（図表３-７）を発表した。

3.4　与党・民主党による改正貸金業法検討ワーキング・チーム（2012（平成24）年４月～2012（平成24）年９月）

自民党が竹本委員会を立ち上げ、議論を深める中、与党である民主党も2012（平成24）年４月６日に財務金融部門会議の下に改正貸金業法検討ワーキング・チームを立ち上げた。同ワーキング・チームでは座長に櫻井充参議院議員、事務局長に網屋信介

図表３-５　超党派議員勉強会案（「超党派『貸金業法改正』の影響と対策勉強会」による政策提言の骨子）

［適正な小口金融市場を目指して］

Ⅰ　上限金利について

利息制限法及び出資法の上限金利を緩和し、より経済の実態にあった安定的な制度を目指す（例えば、全銀協TIBOR（Tokyo Interbank Offered Rate）＋25%）。事業者金融に関しては今後、事業の実態を鑑み検討する。

Ⅱ　総量規制について

貸付額を借り手の年収の３分の１に制限する総量規制撤廃を目指す。

［真の返済困難者救済を目指して］

Ⅲ　返済困難者対策について

カウンセリング制度の強化等、返済困難者に対する真の救済体制を構築する。

［その他の要改善事項］

Ⅳ　弁護士、司法書士の業務について

１．過払訴訟の代理人を務めた弁護士や認定司法書士800人のうち約700人が申告漏れを国税庁に指摘された（2009年６月）ことを踏まえ、

①　国税当局に対し、引き続き調査を行うよう要請する。

②　日本弁護士連合会に、司法に対する信頼確保に資するような適切な対策（費用・報酬や手続きなど）への効果を定性・定量の両面から検証し、その公表を求める。改善がみられない場合は、監督のできる仕組みを検討する。

③　認定司法書士について、認定に係る業務が適正に行われているかのチェックを厳格化し、併せて業務範囲を拡大することを検討する。

２．過払利息の返還請求訴訟について、過払金の返還は直接債務者に行うことを貸金業者に義務付ける。

３．過払金返還業務に特化した一部の弁護士・司法書士事務所による非弁行為（コールセンターの設置など）の実態を調査し、告発も検討する。

Ⅴ　その他

貸金業者に対し、破綻する場合の特例や損金算入の特例を認めることを検討する。

出典：勉強会事務局から提供された資料に基づき筆者作成

衆議院議員が選出され、少なくとも11回に渡り会合が執り行われた（図表３-８）。

議論が収束しつつあった2012（平成24）年７月に開催された第11回会合にて、本ワーキング・チームの櫻井充座長は関連する４つの部会長に改正案（図表３-９）の骨子を提示した。その結果、財金部会長、経産部会長、法務部会長は「了承」、消費者問題PT座長は「反対」との結論を桜井充・座長に回答した。この段階において党内の一部に反対意見があったものの、改正案は了承され国会で審議される見通しも付いていた。

しかしながら、2012（平成24）年９月に開催された支持母体である連合との政策協議の場において、連合は民主党の改正案に反対した。さらには、同年11月の総選挙で民主党が政権与党から下野したことで、本ワーキング・チームの活動は停止した。これにより民主党としての本案が国会の場で日の目を見る機会は失われた。

3.5　まとめ（議論の推移と政策案の比較）

以上、貸金業法の完全施行後における同法再改正に向けた作業の推移を時系列で整理すると図表３-10の通りとなる。同図から、議論の場が大阪府から国会に移った後、超党派での勉強会を皮切りに野党である自民党が審議を先行し、そして与党である民主党が改正案の策定で党内意見の集約に努めながらも、総選挙の敗北で議論が実質的に打ち切られた推移を理解できる。

次に、野党自民党と与党民主党により検討された改正原案の内容を、現行の貸金業法も記載した上で比較する（図表３-11）。両党の政策案を比較して異なる点を整理すると以下の通りとなる。

上限金利に関して、自民党案は年30%を超えない範囲内で政令の定める利率（変動利率）と規定して

図表３-６　自民党・竹本委員会の会合一覧

開催会合	議事次第など
第１回 2011（平成23）年８月30日	基調講演、有識者からのヒアリング（広島経済大学教授・元衆議院議員 増原義剛）
第２回 2011（平成23）年10月27日	有識者からのヒアリング（東京情報大学情報ビジネス学科教授 堂下浩）
第３回 2011（平成23）年11月22日	有識者からのヒアリング（NPO法人女性自立の会理事長 有田宏美）
第４回 2011（平成23）年12月１日	有識者からのヒアリング（大阪大学大学院経済学研究科教授 筒井義郎、札幌大学経済学部教授 飯田隆雄）
第５回 2011（平成23）年12月２日	有識者からのヒアリング（大阪府商工労働部部長 杉本安史）
第６回 2011（平成23）年２月21日	金融庁からのヒアリング
第７回 2011（平成23）年３月２日	超党派勉強会の政策提言中間取りまとめについて報告（公明党衆議院議員、みんなの党衆議院議員など）
第８回 2011（平成23）年５月16日	司法界からのヒアリング（日本弁護士連合会副会長・武井共夫ほか６名、慶應義塾大学教授 小林節）
第９回 2011（平成23）年５月23日	取りまとめ「利息制限法等改正案のあらまし」（案）について議論

出典：委員会事務局から提供された資料に基づき筆者作成

いる。一方、民主党案では規制の分野を事業者金融と消費者金融に分けた上で、事業者金融の分野では上限金利を29.2％とした。そして消費者金融分野は、法務省の指摘を引用する格好で、利息制限法の制限金利を一律20％と改正した上で、この制限金利を刑事上の上限金利に適用するものとしている。

民主党のプロジェクトチームも議論が始まった最初の段階では、消費者金融分野においても金利規制の緩和が議論されていた。日本の貸金業法改正後に英国政府によって実施された調査資料等を引用しながら、日本同様に厳格な金利規制を採用しているフランスの消費者金融分野においても、消費者が負担する実質的な金利負担の平均が年利30％近傍に達する点などが報告されていた。民主党の法務部会に近い複数の有力な議員からも利息制限法が残高に応じて規制する合理性に対して疑問を呈する意見が出されていた。しかしながら当時、過払い金返還請求の市場が拡大する中、司法界からの影響を受けた議員からの根強い反対と巻き返しもあり、消費者金融分野においては利息制限法の構造的欠陥を是正する程度の見直しで改正案は決着した。

なお、民主党案では利息制限法の残高に応じた制限金利を廃し、一律とする内容が記載されているが、これが法務省からもたらされた提案であると敢えて政策案に残されている。残高に応じて法律で上限金利を制限する利息制限法の体系は、経済情勢が日々変動する今日においては、もはや合理性を欠くと言わざるを得ない。2006（平成18）年の貸金業法改正においても、「自民党金融調査会貸金業制度等に関する小委員会」の委員長（当時）である増原義剛からも同様の意見が提起されていた[7]。

そもそも1954（昭和29）年に制定された制定利息制限法の残高に応じた制限金利の体系は1877（明治10）年に制定された太政官布告を踏襲したものである。そして、この太政官布告は徳川幕府が定めた公事方御定書に遡る。こうした現行の利息制限法における欠陥ともいえる構造を“法務省としては是正したい”との意向が民主党案の政策案で触れられている点は注目に値する。

さらに、自民党案では総量規制の実効性に疑問を呈し、「撤廃」としている。一方の民主党も法律による総量規制を廃止した上で、貸金業協会が定めている自主規制を導入する内容となっている。総量規制の実効性に関しては皮肉な話であるが、貸金業法の改正案が議論されていた2006（平成18）年11月～12月の国会において、野党であった民主党は総量規制の３分の１規定を巡る客観的裏付けと、その実効性について政府を厳しく追及していた[8]。

ところが、民主党が政権を取った後の国会においては、逆に民主党の政府高官が今度は野党となった自民党議員から総量規制の３分の１規定を巡る質問で答弁に窮する場面が見られるなど、民主党内でも

図表３-７　自民党案（利息制限法等改正案のあらまし）

一　上限金利規制の見直し（利息制限法及び出資法の改正）

民事上の上限金利（利息制限法）と、金融機関及び貸金業者に対する刑事上の上限金利（出資法）を同一のものとした上で、上限として年利30％を目途として変動金利制を導入する。

《参考》短くとも６カ月ごとに政令で定める変動金利制（銀行間取引金利＋25％）。

二　総量規制の撤廃（貸金業法の改正）

現行の総量規制は設置基準に合理性を欠くだけでなく、債務者保護として機能していない。因って、以下三で提言するクレジット・カウンセリング制度を強化する代替として本規制を撤廃する。

同時に、金銭管理能力の劣る資金需要者が年利20％を超過するリボ商品を利用することで借り過ぎとなることを予防するために、元本に対する月額返済額の割合（いわゆるミニマム・ペイメント）に法的規制を設ける。つまり、返済困難者の発生を借り入れ総量で抑制するのではなく、返済期間の短期化で防止する。

《参考》年利別の「月々返済額」と「返済回数」の関係は別紙【参考】を参照。

三　クレジット・カウンセリング制度の強化（貸金業法の改正）

返済困難者には大きく２つのタイプが存在する。①収入減少・途絶が原因による者、②性癖や依存症を抱える等の金銭管理能力が未熟な者。しかしながら、現在は法的債務整理に偏っているため、タイプ①の返済困難者は整理後に生活・事業再建が困難となり、タイプ②はヤミ金融被害に遭ったりする等、何ら問題解決がはかられていない。タイプ①の返済困難者に対しては返済条件の緩和などで貸し手が救済の役割を果たし、タイプ②は行政が対応に当たるべきである。因って、消費者信用市場における横断的な金銭カウンセリング体制を整備するのと同時に、自治体との連携を強化して重層的な相談機能を構築する。

１．タイプ①に分類される返済困難者の救済に関しては、生活・事業再建の視点を強め、業界カウンセリング機関（日本貸金業協会や日本クレジット・カウンセリング協会）は再建型プランを提供し、相談者を継続的に支援する。また自治体はタイプ①の返済困難者を業界カウンセリング機関に斡旋する。

２．タイプ②の返済困難者への個別の金銭カウンセリング体制を強化する。ここで貸し手はタイプ②の返済困難者を発見した場合、速やかに自治体の相談窓口に誘導する。自治体の相談窓口は福祉部門との連携をはかり、長期持続的な支援を行える体制を構築する。

３．業界カウンセリング機関は自治体と連携して、債務整理者やヤミ金融被害者に対して金銭管理教育を提供し、再発防止に努める。

４．将来的に金銭カウンセラーの資格を認定し、経済的に自立できる民間の金銭カウンセラー育成を目指す。

四　ヤミ金融業者の摘発強化と適正業者の育成（貸金業法及び割賦販売法）

横行するソフトヤミ金融の摘発強化のための体制を再構築する。同時に偽装ヤミ金融業者を摘発するために新たな立法を検討する。特に法改正後、クレジットカードのショッピング枠を現金化するカード現金化商法の跋扈が目立つことから、金融庁と経済産業省の連携を強化しカード現金化業者の撲滅をはかる。

また貸金業者の日本貸金業協会への加入を義務付け、同時に加入要件を見直す。因って、適正業者の育成をはかり一層の監督体制を推進する。

《参考》現状、ヤミ金融業者の携帯電話の所有者を照会できる権限は警察のみ。口座凍結は国若しくは警察、弁護士、司法書士のみ。この権限を自治体の相談窓口に持たせ、同時に警察との連携を高める。

出典：委員会事務局から提供された資料に基づき筆者作成。表記法は配布資料のまま記載

総量規制の実効性に対しては是正の必要性を認識していたのだろう[9]。

最後に、金銭カウンセリングを含めた消費者保護の政策として、自民党案では業界カウンセリングの機能強化、貸し手の貸金業協会への加入を努力義務とすること、そしてカード現金化等を含むヤミ金融対策の強化についても法案に盛り込む方針となっていた。一方の民主党案ではこれら事項に関して特段記載されていない。消費者問題に取り組む弁護士団体と関係性の強い民主党としては、債務整理の一部機能がカウンセリング機関に移管されることを警戒して、この強化を訴えることが憚られたのかもしれ

図表３-８　民主党財務金融部門会議改正貸金業法検討ワーキング・チームの会合一覧

開催会合	議事次第など
第１回 2012（平成24）年４月６日	有識者からのヒアリング（NTTデータ経営研究所金融コンサルティング本部　佐藤哲士）
第２回 2012（平成24）年４月23日	金融庁／消費者庁／警察庁からのヒアリング
第３回 2012（平成24）年５月10日	ヤミ金被害・借入困難当事者からのヒアリング、警察庁からのヒアリング
第４回 2012（平成24）年５月17日	経産省／消費者庁からのヒアリング、カード現金化被害者からのヒアリング
第５回 2012（平成24）年５月24日	有識者からのヒアリング（東京情報大学　堂下浩）
第６回 2012（平成24）年５月31日	関係団体ヒアリング（日本貸金業協会会長　飯島巌、日本弁護士連合会副会長　武井共夫ほか１名）からのヒアリング
第７回 2012（平成24）年６月７日	関係団体からのヒアリング（日本クレジット協会副会長・専務理事　松井哲夫）、経産省／消費者庁／警察庁／金融庁からのヒアリング
第８回 2012（平成24）年６月14日	有識者からのヒアリング（聖学院大学政治経済学部教授　柴田武男、慶應義塾大学法学部教授　小林節）、論点整理
第９回 2012（平成24）年６月28日	金融庁からのヒアリング、とりまとめに向けた議員間討議
第10回 2012（平成24）年７月５日	衆議院法制局からのヒアリング、とりまとめに向けた議員間討議
第11回 2012（平成24）年７月12日	民主党政務調査会における財務金融・法務・経済産業・消費者問題PT合同会議での報告

出典：ワーキング・チーム事務局から提供された資料より筆者作成

図表３-９　民主党案（貸金業制度の見直しに関する中間提言骨子）

改正の骨子

- **事業者金融分野**
  - ✧ 上限金利を29.2%とする。

- **消費者金融分野**
  - ✧ 上限金利
    - ● 上限金利は現状を維持する。
    - ● ただし、法務省が指摘する通り、現行の利息制限法の残高に応じた制限金利（15～20%）を廃し、一律20%とする。
  - ✧ 総量規制
    - ● 総量規制は実効性がなく、借り手にとって複雑な制度である。
    - ● また、貸し手にとっても契約時及び契約後の途上与信時において不必要なコストを発生させている。
    - ● このため法律による総量規制は廃止して、貸金業協会が定めている自主基準に貸し手は従うものとする。
  - ✧ カウンセリング体制の充実
    - ● 総量規制を廃止する代替処置として、貸し手は返済条件の緩和や回収行為の一時停止（貸倒償却等）などを機動的に講じる。

出典：ワーキング・チーム事務局から提供された資料より筆者作成

ない。

以上を総括すると、民主党案も自民党案も貸金業法の抜本的な改正に意欲的であったと言える。中でも自民党はカウンセリング体制の強化を求めた上で、民主党よりも抜本的な法改正を目指し、かつ業界による自主規制の強化を期待していたものと考えられる。

4　その後の貸金業法再改正に向けた取り組みと残された課題

2012（平成24）年12月16日に実施された第46回衆

議院議員総選挙の結果、民主党の議席は選挙前の230議席を大きく下回る57議席となった。政権与党は民主党から再び自民党・公明党の連立政権へと取って代わられた。政権の座に再び戻った自民党は2014（平成26）年から財務金融委員会で貸金業法の再改正に向けた議論を再開した（藤田（2014））。しかしながら、自民党の改正議論は徐々に下火となり、2016（平成28）年以降において党内での目立った動きは確認できない。

一方、議席数を大きく減らした民主党は組織の立て直しを優先したためか、改正貸金業法に関する協議の場は実質的に停止した状態が続いた。こうした中、自民党の動きに呼応するように2015（平成27）年５月に「民主党改正貸金業法に関する勉強会」が立ち上げられ、本勉強会の座長に櫻井充参議院議員が、事務局に玉木雄一郎衆議院議員が就任した。そして、本勉強会は2015（平成27）年６月２日に民主党の支持母体の一つであるUAゼンセン・ファイナンス分科会と共催で大規模な勉強会を実施した。

主な議題としては、与党時代に活動していた民主党ワーキング・チームの報告を、当時、同チームの事務局を務めた元衆議院議員・網屋信介氏が行い、この場で改めて「民主党案（貸金業制度の見直しに関する中間提言骨子）」（図表３-９）について説明がなされた。著者もUAゼンセンの招きで同会合に出席した。なお、この勉強会が民主党として実質的に貸金業法の改正に向けて議論した最後の場となった。

このように、2016（平成28）年以降に貸金業法の再改正に向けた議論は国会内で下火となった。この背景には消極的な金融庁の態度や司法界による抵抗もあるだろうが、堂下（2018）が指摘する通り、法改正により残った消費者金融の専業大手がメガバンクの傘下に入り、収益が銀行に移ったことで、貸金市場収縮に関する影響が貸し手側から社会に発信されなくなった点も理由として大きいだろう。また厳しい規制が参入障壁となったことで、消費者金融分野においては競争環境が緩み、貸し手側は法改正よりも現行規制下での残存者利益の追求を選択したのだろう。法改正の大義である「資金需要者保護」という表看板は蔑ろにされた格好だ。

何れにせよ、自公連立から民主党へ政権移行した時期に、与党と野党はお互いに社会実態にそぐわない制度を積極的に見直そうとする動きが生まれ、消費者利益の拡大という側面から新たな制度構築を積極的に検討していた点は特筆される。併せて、民主党からの政権奪還後、与党となった自民党や公明党のその後の動向（改正議論が下火となった経緯など）に関しては今後も注視が必要である。

以上の通り、政治学的にもこの期間における地方政府である大阪府や国会での取り組みを記録に留める意義は大きいはずである。一方で、世界でも類を見ない厳しい上限金利規制が日本の社会に及ぼしている悪影響が改められる気配が現状、政府や国会内に見られない点は極めて残念と言わざるを得ない。

【注】

1 厳密には５段階施行であるが、2006年12月20日は公布日となし、2007年１月20日が１条施行日として４段階施行とする方が一般的である。

2 例えば、「週刊文春」『特定秘密法案担当 森雅子大臣に浮上した秘密漏えい疑惑』（2013年12月５日号）や、「夕刊フジ」『年内にも参院議員のA氏を事情聴取か　弁護士業界→金融庁で貸金業法改正を担当→議員に』（2009年11月27日）などに当時の金融庁内部の事情が報道された。

3 『SMBCコンシューマーファイナンス60年史』（2023年３月）p.99より抜粋。

4 正確には、民主党・社会民主党・国民新党による連立政権（民社国連立政権）であるが、社会民主党・国民新党による最大与党である民主党に与える影響力は小さく、途中2010（平成22）年５月に社民党が連立から離脱するなど連立政権としての一体性が自公連立政権と比べ乏しいことから、本稿では民社国連立政権とは記載せず、民主党政権と記載する。

5 金融庁が行ったヒアリングに関しては新聞各紙が報道している。例えば、「貸金業 短期資金で必要性」日本経済新聞（2010年２月19日）など。なお、2006（平成18）年当時における各紙の論調と比べ、この頃の新聞は貸金業法の完全施行に慎重な姿勢が示されるようになった。

図表３-10　大阪府、国会超党派勉強会、自民党、並びに民主党による貸金業法改正案の策定作業の推移

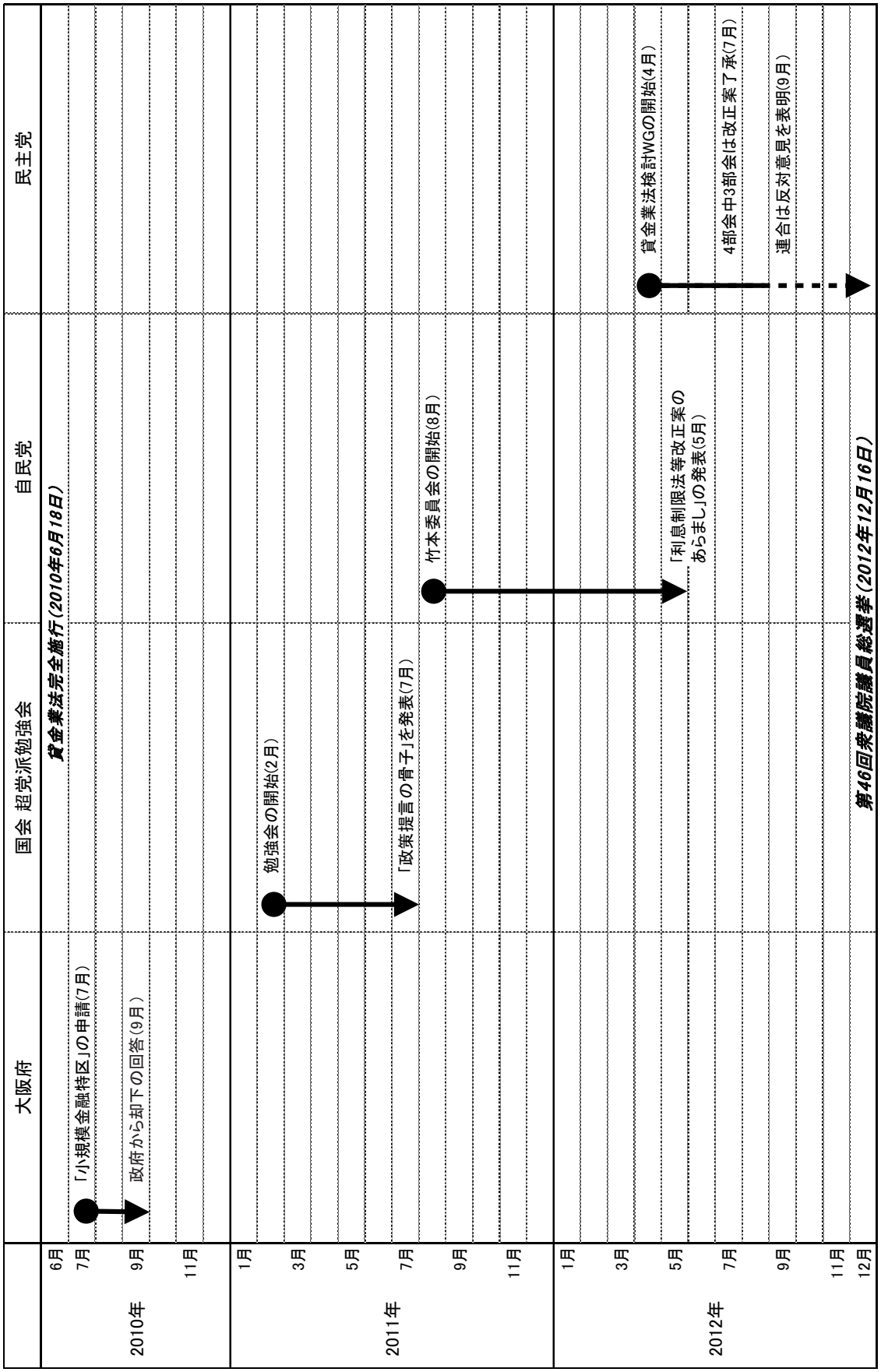

出典：大阪府、国会超党派勉強会、自民党、並びに民主党の資料より作成

図表３-11 「貸金業法（現行）」「自民党 竹本小委員会案」「自民党 平小委員会案」

		貸金業法(現行) -2006 年 12 月改正-	自民党改正原案(竹本直一･小委員長) -2012 年 5 月-	民主党改正原案(桜井充･座長) -2012 年 7 月-
上限金利	民事(利息制限法、貸金業法)	借入額に応じて年 15～20%。	年 30%を超えない範囲内で政令の定める利率(変動利率)。	・事業者金融分野 ➢ 上限金利を 29.2%とする。 ・消費者金融分野 ➢ 上限金利は現状を維持する。 ただし、法務省が指摘する通り、現行の利息制限法の残高に応じた制限金利(15～20%)を廃し、一律 20%とする。
	刑事(出資法)	年利 20%。		
総量規制		個人所得の 1/3。 ただし、一定要件を充たせば、例外となる契約(事業者ローン等)や、除外となる契約(別荘や自動車の購入等)あり。	撤廃。	・総量規制は実効性がなく、借り手にとって複雑な制度である。 ・また、貸し手にとっても契約時及び契約後の途上与信時において不必要なコストを発生させている。 ・このため法律による総量規制は廃止して、貸金業協会が定めている自主基準に貸し手は従うものとする。
信用情報機関への照会･登録		個人貸付にのみ義務付け。	現行通り。	*―言及なし―*
カウンセリング体制		相談及び助言の努力規定(12 条 9)。	業界カウンセリングの機能強化。	総量規制を廃止する代替処置として、貸し手は返済条件の緩和や回収行為の一時停止(貸倒償却等)などを機動的に講じる。
自治体の相談窓口		明記されず。 ただし、多重債務者対策について行政から自治体へ取り組みを要請。	自治体における相談窓口の機能強化。業界カウンセリング機関との連携の強化。	*―言及なし―*
貸金業協会への加入		加入義務はなし。 ただし、協会の自主規制に基づく社内規則の整備は必要。(貸金業登録要件)	努力義務。	*―言及なし―*
業界の自主規制機能		貸金業協会を設置(内閣総理大臣が認可)。	貸金業協会の自主規制機能強化。	*―言及なし―*
ｶｰﾄﾞ現金化等を含むﾔﾐ金対策		―	検討条項。	*―言及なし―*
社内体制(抜粋)		① 貸金業務取扱主任者の数が社員 50 人に対して 1 人。 ② 純資産額が 5 千万円以上。 ③ 登録拒否事由として暴力団員等や一定の要件を充たさない破産者、禁錮刑以上の受刑者等。 ④ 営業所等の所在地の届出及び広告等に使用する連絡先等の届出。	現行通り。	*―言及なし―*

出典：自民党小口金融市場に関する小委員会事務局及び民主党改正貸金業法検討ワーキング・チーム事務局から提供された資料より筆者作成

6 2011（平成23）年12月22日に早稲田大学クレジットビジネス研究所が開催した「資金需要者の置かれた状況と大阪府の取組み ～調査結果及び再チャレンジ支援プラザの活動～」における配布資料を基に作成した。

7 増原義剛は朝日新聞の記者からの利息制限法が残高に応じて規制する合理性についての質問に対して「（利息制限法は）1954年法制定当時、10万円未満は個人、10万円以上100万円未満は中小企業、100万円以上は大企業との想定だった。現在の物価は当時の５～６倍」（2006年10月18日付け朝日新聞）と返答し、その問題点を指摘している。なお、この際に増原が検討していた特例金利を法律で新たに規定する原案は自民党内の反対により法律の最終案から削除された。

8 2006（平成18）年11月14日の衆議院財務金融委員会において貸金業法に関する審議が始まり、11月29日に原案通り可決され、11月30日衆議院本会議にて委員会報告の通り与野党全会一致で可決した。続く同年12月１日から参議院の財政金融委員会に移り改正審議が進められた。この際、野党議員である平野達雄（民主党）が「多重債務」の定義や総量規制の個人年収３分の１規定の根拠について厳しく追及し、政府は曖昧な答弁に終始せざるを得なかった。

9 例えば、貸金業法の完全施行を２か月前に控えた2010（平成22）年４月16日の衆議院経済産業委員会において、野党議員である平将明（自民党）は総量規制の個人年収３分の１規定が法律上の上限値であるにもかかわらず、金融庁が国会答弁で利用者の平均値を用いている点について説明を求めたのに対して、政府はその説明に苦慮した答弁を行っていた。なお、そもそも金融庁が「総量規制の個人年収３分の１」を試算する際に引用した家計調査年報の年収は、実は「世帯年収」であった。

【引用文献】

江夏健一・桑名義晴・坂野友昭・杉江雅彦監修／パーソナルファイナンス学会（2017）「パーソナルファイナンス研究の新しい地平」，2017年11月，pp. 277-329

大阪府商工労働部「大阪府 貸金業者等動向調査結果」，2010年３月

河野太郎（2010）「変更した施策の効果を検証する責任がある」『CREDIT AGE』日本消費者金融協会，2010年８月号，pp.10-11

鶴田大輔（2017）「貸金市場・銀行カードローン市場の動向と課題」『季刊 個人金融 2017秋』，ゆうちょ財団，pp.13-21

堂下浩（2015）「貸金業法が零細事業主に与えた悪影響」『パーソナルファイナンス研究』，パーソナルファイナンス学会，No.2, pp.41-52

堂下浩（2018）「前近代的な情報管理システムに起因する銀行カードローンの問題点に関する調査」『パーソナルファイナンス研究』，パーソナルファイナンス学会，No.9, pp.5-13

堂下浩（2023）「ヤミ金融の浸潤から見た貸金市場の持続可能性に関する調査」『パーソナルファイナンス研究』，パーソナルファイナンス学会，No.5, pp.7-18

津田武寛（2006）「貸金業制度改革の行方（２）」日興シティグループ証券株式会社，2006年10月10日

西村晴天（2013）「大阪府の取り組みが示唆する庶民金融市場の健全化への処方箋」早稲田大学クレジットビジネス研究所（No. IRCB13-002），2013年９月，pp.1-14

藤田章夫（2014）「３度目の正直となるか!? 貸金業“再々改正案”の行方」『週刊ダイヤモンド』ダイヤモンド社，2014年８月９・18日合併号，pp.110-112